

令和 7 年度
起業家支援事業（一般事業枠・ふるさと枠・若者枠・社会的事業枠）
ビジネスプラン募集要項

近年、自分ならではのビジネスを立ち上げる起業家が増加しており、地域経済の活性化を図る原動力となることが期待されています。そこで、兵庫県では以下の方々を支援しています。

【①一般事業枠】

県内で起業・第二創業する意欲ある方々

【②ふるさと枠】

県外から県内へ移住して起業・第二創業する意欲ある方々

【③若者枠】

デジタル技術を活用して県内で起業・第二創業する意欲ある若者

【④社会的事業枠】

地域社会が抱える課題を解決に資する事業を県内で起業する意欲ある方々

【目次】

■申請に当たっての重要事項	1
1 助成金交付までの流れ（予定）	3
2 目的	4
3 実施主体	4
4 応募資格等	4
5 対象事業	7
6 助成対象経費	7
(1) 認定条件	7
(2) 経費区分	8
ア 起業に要する経費	8
イ 空き家活用に要する経費	10
ウ 移住に要する経費【ふるさと枠のみ】	11
7 助成対象期間等	11
8 助成率	11
9 助成限度額	11
10 助成事業の選定基準・審査	11
(1) 選定基準	11
(2) 審査方法	12
11 審査結果の通知等	12
12 採択後のスケジュール等	12
(1) 助成金の交付申請	12
(2) 助成金の支払い	12
(3) 関係書類の備付け等	12
(4) 公表	12
(5) 事業成果等の報告	12
13 応募方法	13
(1) 事前相談	13
(2) 提出先	13
(3) 受付期間	13
(4) 基本事項の登録	13
(5) 申請に必要な書類等	14
14 個人情報の管理	15
15 この助成金に関する問合せ	16
■兵庫県内の商工会議所・商工会 等	17

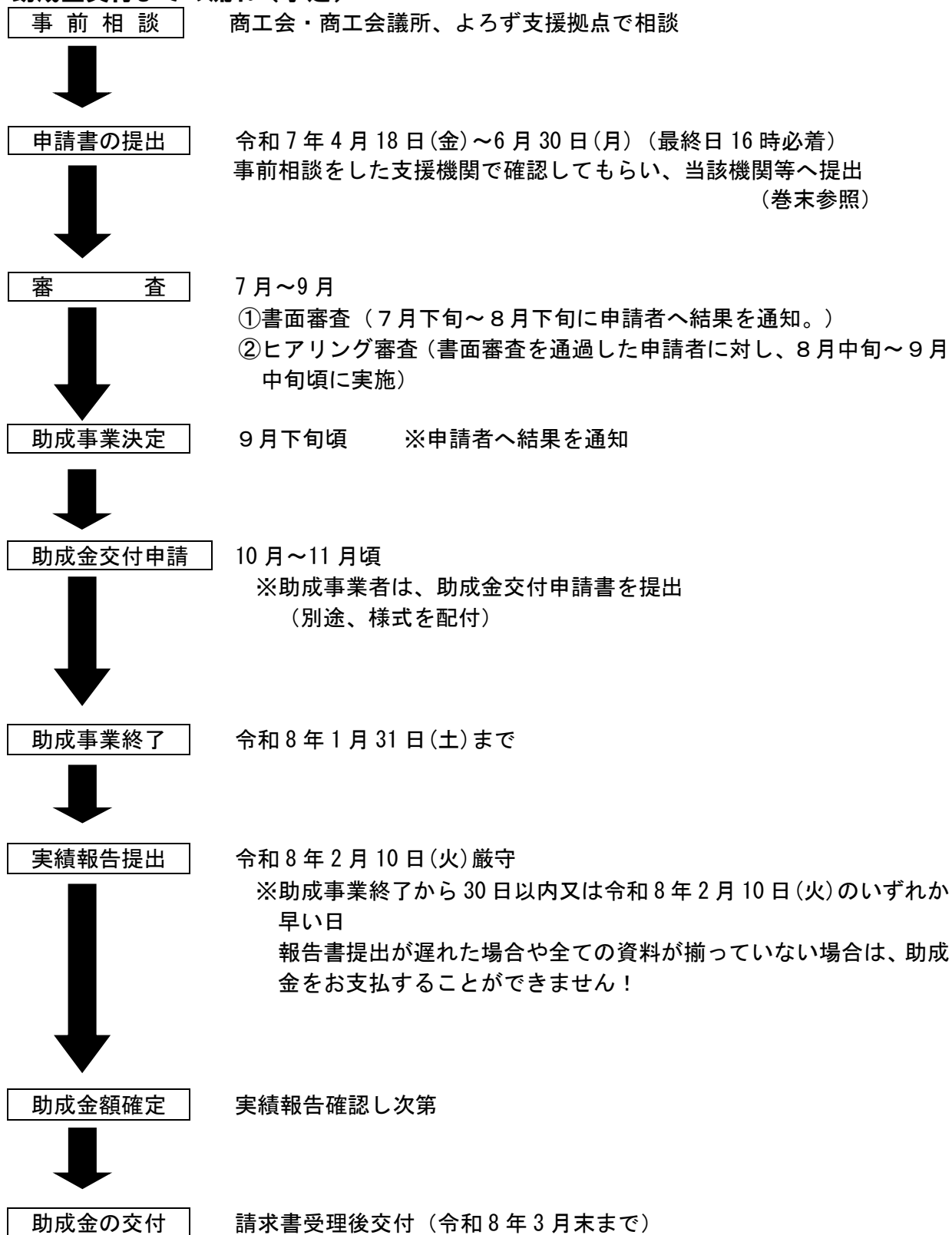
■申請に当たっての重要事項

本助成事業は、税金という貴重な財源で賄われていることに十分留意し、誠実に事業を行っていただく必要があります。本助成金に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上で申請をお願いします。

- 1 本助成金は、申請者が自ら経営計画を作成した事業を支援するものです。申請者が本助成金事業の内容を十分に理解していないと判断される場合、不採択となることがあります。
- 2 本助成金は、「起業家支援事業助成金交付要綱」に基づいて実施します。
万が一、助成金の不正受給や目的外使用が行われた場合には、助成金交付決定の取消、交付済み助成金の返還命令及び加算金の請求、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- 3 令和7年4月1日(火)から令和8年1月31日(土)までに見積り、契約、発注、購入、納品、使用・役務の提供等と支払い、クレジットの引落とし等のすべてが完了した経費のみが補助対象になります。また、支払等の名義は全て申請者に限ります（クレジットカード、引落口座すべて申請者本人名義、法人の場合は法人名義であること。家族名義等は対象外）。
- 4 助成金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと交付決定取消しとなり助成金は受け取れません。また、実際に受け取る助成金は「助成金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合（交付を行わない場合も含む）があります。助成金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない経費は助成対象経費から除外されます（除外された対象経費分の助成金は交付されません）。
- 5 助成事業者は、助成事業に関係する帳簿および証拠書類を補助事業の終了日の属する年度の終了後5年間、助成金事務局等や国、県等の交付金、補助金等の執行を監督する会計検査院や県監査委員事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならず、助成金事務局等から事業状況の報告を求められたときは、遅滞なくその報告をしなければなりません。この期間に、会計検査院等による実地検査等が実施される可能性もあり、助成金の交付を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、助成金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。
- 6 備品の財産を取得したり、建物の工事を行う場合等は、取得・工事等の価格（税抜き）が50万円未満のもののみが助成対象となります。
同一の内容について、国・県・市町が補助（国・県・市町以外の機関が、国・県・市町から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助・助成金、委託費等）と重複する経費は助成対象外です。

- 7 助成金事務局等に提出された個人情報、以下の目的のために使用します。
- ① 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
 - ② 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
 - ③ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
 - ④ センター及び兵庫県が実施する支援事業等の情報提供のため
- 8 申請者は、本募集要項、交付要綱やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、助成金事務局等からの指示に従うものとします。助成対象経費に該当するか否か等の判断は実施主体が行うので、助成事業者はその判断に従ってください。
- 助成事業における実施状況の確認や事業実施による効果を確認するため、助成金事務局が電話連絡や訪問を実施することがあります。偽りその他不正な手段により、助成金を不正に受給した疑いがある場合には、助成金事務局等として、助成金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
- 9 助成事業者は、助成金交付年度以降の5年間を限度として、売上高、雇用者数等事業状況について報告しなければなりません。この報告義務に違反した場合も、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。助成事業者は助成金事務局からの連絡や報告要請等には必ず応答してください。

1 助成金交付までの流れ（予定）



☆この助成金に関して、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合、交付決定を取り消し、既に助成金が交付されている場合はその返還を命じることがあります。適正な申請及び実績報告を行ってください。

2 目的

審査委員会において有望なビジネスプランであると選定された起業家に対し、その事業化、具体化を行うための経費の一部を助成するものです。

【一般事業枠】

地域の需要を創出し地域経済の活性化を図り、様々な世代の方々が活躍しやすい環境を整えるための「起業家支援事業（一般事業枠）」を実施します。

【ふるさと枠】

地域の需要を創出し地域経済の活性化を図り、様々な世代の方々が活躍しやすい環境を整えるための「起業家支援事業（ふるさと枠）」を実施します。

【若者枠】

地域の需要を創出し地域経済の活性化を図り、様々な世代の方々が活躍しやすい環境を整えるための「起業家支援事業（若者枠）」を実施します。

【社会的事業枠】

地域の需要を創出し地域経済の活性化を図るとともに、地域の社会的課題を解決するために活躍しやすい環境を整えるための「起業家支援事業（社会的事業枠）」を実施します。

3 実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）

4 応募資格等

下記の要件をすべて満たす方

【全枠共通】

- (1) 申請者が代表者（実質的な経営者）であること
- (2) 代表者が県内に居住または令和8年1月末までに居住を予定していること（この期間内でも、住民票のみの移転や現に居住していない場合は対象外）
- (3) ヒアリング審査に申請者本人のみが参加できること（家族等の同席、代理出席、通訳は不可です。）
- (4) パソコン操作（OS: WINDOWS）及びWord、Excelでの書類作成・修正ができること。申請書等は所定の様式をダウンロードして、Word、Excelで入力した書類を提出してください（手書き不可）。
- (5) 応募しようとする事業の起業以前に48万円を超える事業所得のないこと

【一般事業枠】

- (6) 県内に主たる活動拠点を置いて、令和6年4月1日から令和8年1月末までに起業・第二創業し又は予定し、5年以上（令和13年1月末まで）事業を営み続ける意思を有すること（開業届の提出、法人設立登記も令和6年4月1日以降のものに限る。）

【ふるさと枠】

- (6) 令和6年4月1日から令和8年1月末までに県外から兵庫県内へ住民票を移し、5年以上（令和13年1月末まで）県内に居住し続ける意思を有する者であること
- (7) 次のいずれかに該当すること
 - ① 県内に主たる活動拠点を置いて、令和6年4月1日から令和8年1月末までに起業・第二創業し又は予定し、5年以上（令和13年1月末まで）事業を営み続ける意思を有すること（開業届の提出、法人設立登記も令和6年4月1日以降のものに限る。）。

- ② **令和 7 年 4 月 1 日**から令和 8 年 1 月末までに県外の事業所（本店及び主たる事業所）を県内に移転し、本店の移転登記を完了するとともに、5 年以上（令和 13 年 1 月末まで）事業を営み続ける意思を有すること

【若者枠】

- (6) 県内に主たる活動拠点を置いて、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月末までに起業・第二創業し又は予定し、5 年以上（令和 13 年 1 月末まで）事業を営み続ける意思を有すること（開業届の提出、法人設立登記も令和 6 年 4 月 1 日以降のものに限る。）。
- (7) 代表者が令和 7 年 4 月 1 日時点で 30 歳以下の方
- (8) デジタル技術（キャッシュレス決済の導入や Web 予約システム、EC サイトによる販売等）を活用して起業する方

【社会的事業枠】※起業時期及び第二創業が不可である点にご注意ください。

- (6) 県内に主たる活動拠点を置いて、**令和 7 年 4 月 1 日**から令和 8 年 1 月末までに起業し又は予定し（**第二創業不可**）、5 年以上（令和 13 年 1 月末まで）事業を営み続ける意思を有すること（開業届の提出、法人設立登記も令和 7 年 4 月 1 日以降のものに限る。）。
- (7) 代表者が県内で社会的事業分野において、起業を目指す方

ア 下表の基準をすべて満たす社会的事業であること

社会性及び 必要性	サービス供給の不足等に起因する地域社会が抱える課題（まちづくり・地域活性化、子育てや介護・福祉、環境保護等）の解決に資すること
事業性	提供するサービスの対価として得られる収益で自律的な事業の継続が可能であること
デジタル技術 の活用	起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（例：キャッシュレス決済の導入や Web 予約システム、EC サイトによる販売等）

イ 想定されるビジネス：デジタル技術を活用する事業で、過疎地域等における交通弱者への買い物サービス、発達障害の子供に対する教育・就労支援事業、地域産品のみ使用したご当地グルメを提供する飲食店、中心市街地の活性化に取り組むまちづくり会社 等

- 申請書の記入例も必ず読むようにしてください。
- 別途実施している他の起業家支援事業も要件を満たしていれば、重ねて申請することもできます。ただし、採択は先に採択された起業家支援事業のみです。
- 本助成金事業での起業、第二創業とは以下の内容を指します。

- ①「起業」－ 事業を営んでいない個人が、開業届の提出あるいは法人設立登記だけでなく、助成対象期間中に実際に事業を開始すること（例：お店をオープンしてお客様が買える状態。交付決定後に開店する場合は開店を知らせるチラシやホームページ、SNS 等の証拠が必要で

※対象外	ア 別途定める起業時期より前の時点で開業届を税務署に提出済みである、または一定以上の事業所得がある場合
	イ 対象期間外に個人事業主として開業済みの者が同一事業を法人化すること、また、対象期間外に設立された法人の代表者（代表取締役、代表社員、代表理事等）が同法人と同じ事業を個人事業主として開業すること
	ウ 事業承継（既に起業している企業の資産やのれんを引き継ぐ場合等）

- ②「第二創業」－ 個人、法人を問わず現在の事業と異なる新たな事業（日本標準産業分類（令和 5 年 7 月改定）の中分類（2 桁分類）の異なる業種に属する事業分野）に進出すること。対

象期間外に設立された法人の代表者（代表取締役、代表社員、代表理事等）が、同法人の事業とは別の新たな事業で開業（法人設立、個人事業主問わず）することも第二創業です。**社会的事業枠については、第二創業は対象外です。**

注 意

- (1) 対象外となる団体：ボランティア活動、財団法人、一般社団法人（非営利型）、公益社団法人、組合（事業協同組合等）、特定非営利活動法人
- (2) 対象外となる業種：**別記**参照
- (3) その他応募できないもの
 - ア 県及びセンター等が実施する下記の補助・助成事業等により過去に補助金等を受けた方、または本年度に受けることが確定している方
[県・センターの補助・助成事業の例]
起業家支援事業（一般事業枠、ふるさと枠、若者枠、スタートアップ枠、社会的事業枠・東京 23 区枠、就職氷河期世代枠、ポストコロナチャレンジ支援枠、再チャレンジ枠、物価高克服ポストコロナ枠、女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、若手起業家支援事業、ミドル起業家支援事業（社会的事業枠、就職氷河期世代枠を含む）、ふるさと起業・移転促進事業（一般枠、東京 23 区枠を含む）等）、クリエイティブ起業創出事業、ポストコロナ・スタートアップ支援事業、ひょうご IT 事業所開設支援事業、多自然地域 IT 関連事業所振興支援事業、IT 戦略推進事業（兵庫高度 IT 起業家等集積支援事業）、兵庫版シビックテック推進事業、コワーキングスペース開設支援事業、高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、中小企業新事業展開応援事業 等
 - イ 申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合
反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します。
 - ウ 国税又は地方税の滞納がある場合（ただし、課税庁が認めた納入計画があるものを除く）
- (4) その他
 - ア 県が実施する「空き家活用支援事業（事業所型）」の補助金を過去に受けた方、又は今年度に受ける方については、空き家活用に要する経費（「6 助成対象経費」参照）は助成対象外となります。（※起業に要する経費は助成対象）
 - イ 申請しようとする事業計画に対し、国、地方自治体等から補助金等が交付されている場合は、原則、その助成対象経費を控除すること
 - ウ 代表者や活動拠点の変更等により上記の要件を満たさなくなった場合は、交付決定を取り消すまたは助成金の返還を求めることがあります。
 - エ 申請は必ず戸籍上の氏名で申請してください（旧姓・ビジネスネーム等使用不可）。
 - オ 許認可を必要とする事業において、事業完了時までに許認可が得られない場合は対象外です（名義借りも不可）。

別記 助成対象外とする業種（日本標準産業分類による。）

※ 下記の助成対象外とする業種でなくとも、フランチャイズチェーンや販売代理店その他、これらに類する契約に基づく事業として起業する場合は助成対象外となります。

- (1) 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は対象となります。）、漁業（大分類 B に含まれるもの。）
- (2) 金融業・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は対象となります。）
- (3) 医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 831）、一般診療所（小分類 832）、歯科診療所（小分類 833）
- (4) 以下のサービス業等
 - ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」による許可・届出の対象となる

営業

- イ 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類 7291)
- ウ 易断所、観相業、相場案内業(細分類 7999 のうち左記のもの)
- エ 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類 803)
- オ 芸ぎ業(細分類 8094)
- カ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類 8096)
- キ 集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものは除く)(細分類 9299 のうち左記のもの)
- ク 政治・経済・文化団体(中分類 93)
- ケ 宗教(中分類 94)(※事業内容が宗教と密接に関連性があるとみなされる場合も同様)

5 対象事業

- (1) 採択された事業計画に基づき、その事業化、具体化を行う事業であること
- (2) 地域経済の活性化に資する事業であること

6 助成対象経費

- (1) 認定条件

ア 申請者の事業の立ち上げに必要な・不可欠な経費であること

- ※1 見積書・発注書、請求書、領収書等(クレジットカード利用明細書、通帳、振込票)は申請者名義(個人の場合は申請者本人名義、法人の場合は法人名義(法人口座からの支出))であるものに限り、ただし、法人設立直後等、申請者の法人口座から立替払いをせざるを得ない場合は、事業完了までに法人口座から法人口座へ振り替えてください。
- ※2 店舗で現金で備品を購入する場合は、通常、発注書を作成せず、また、見積書、請求書が発行されないため、これらの書類の作成までは求めませんが、領収書を省略することはできません。
- ※3 電子マネー決済・バーコード決済(ペイペイ等)は領収書が出せるものに限り、また、スマートフォンのアプリ等で本人、相手方、日付等の確認できない場合も対象外になります。
- ※4 インターネットで購入する場合は、商品の価格のわかる画面や発注画面、請求画面を出力して見積書、発注書、請求書に替えることができます。

イ 令和7年4月1日(火)から令和8年1月31日(土)までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了済みであること(この期間内にまだに見積、契約、発注、購入、納品、使用・役務の提供等と支払等すべてが完了したもの)

- ※1 見積日、契約日、発注日、納品日、請求日、支払日、領収日が助成対象期間外の経費は助成対象となりません。クレジットカード・電子マネー利用の場合、引落しが4月のものは購入が3月以前であることが通常であり、また、1月購入のものは引落しが2月以降となることが通常であるため、いずれも対象外となります。
- ※2 リボ払いは助成対象期間内の支払いとは認定できません。
- ※3 分割払いで助成対象期間外に支払いが発生したものは、全額が対象外となります。

ウ 取引の相手方が次の者でないこと

- ① 代表者の配偶者等、三親等以内の親族及び従業員
- ② 法人の場合は、①の他、役員や関係会社
- ③ 役務の提供や販売を業としていない者(事業者以外に HP やデザイン作成を発注した場合やネットオークションで購入した場合等)

エ 次の経費でないこと(詳細は経費区分を参照)

- ① 1万円未満の手数料(振込手数料、登記手数料等)

- ② 消費税・所得税等の税金
- ③ 国・市町等他の補助金を受ける経費
- ④ **契約金額(税抜き)が50万円以上である経費**
- ⑤ その他、助成金の趣旨に鑑み、助成金を交付することが適切でないと認める経費

オ 経費の支出は経済的に合理的であること

- ・ 専門家経費や引越し代等の役務の提供に限り50万円以上の支出が経費として認められますが、その場合は必ず見積合わせをすること
- ・ 見積合わせによりがたい場合は、その理由を「業者選定理由書」で説明すること

(2) 経費区分

＜助成対象経費の内訳＞

※1 「対象外」は例示であり、対象外に記載されていないものでも対象外になる場合があります。

※2 「対象」に該当する場合でも、審査等により対象外や減額となる場合があります。

ア 起業に要する経費

(7) 事務所開設費

対象	①事業に使用する事務所、店舗、倉庫、駐車場の賃料・共益費 ②工事費
対象外	①費用が50万円以上の工事 ②3月に支払いをした4月分賃料、1月に支払った2月分賃料 ③代表者の自己所有または代表者名義での賃借物でない物件 ④代表者の配偶者等、三親等以内の親族が所有する物件または元々所有していた物件にかかる費用 ⑤自宅兼事務所の場合、自宅用相当部分・共用スペースに係る賃料・工事費（住居と事務所が物理的かつ明確に区別されていない場合は全部対象外） ⑥敷金、礼金、各種保険料等 ⑦建物の購入、新築、増築費用、コンテナハウス、ログハウスキット、ビニールハウス等の購入 ⑧起業プラザひょうごの会費、料金 ⑨改装等の工事を自分で行う際の材料費 ⑩開業後に移転した新事務所の賃料・工事費
注意事項	①契約(着工)から完了までが助成対象期間内のものに限る。 ②住居と兼用の場合は、面積按分して経費を計上するため、面積を求めることができる寸法入りの図面が必要 ③工事の必要性を確認できる工事前後の写真が必要（施工箇所ごとに鮮明なものが必要）

(4) 初度備品費

対象	①事業実施に不可欠な備品の購入・リース料（家具・電化製品等） ※購入・リース料ともに対象は耐用年数1年以上、単価（税抜）1万円以上のもの ②自宅兼事務所の場合、事業のみで使用するもの（兼用は対象外） ③ソフトウェアリース料 ④送料
対象外	①取得価格(税抜き)が50万円以上である備品または取得価格(税抜き)が単価1万円未満である備品（例：@100円×100個は不可） ②商品の仕入れ代、部品、原材料費

	③自動車、原動機付き自転車等車両の購入、レンタル、リース ④携帯電話、スマートウォッチ、衣類（制服等） ⑤消耗品等耐用年数が1年未満のもの ⑥動植物、調度品（飾り物） ⑦電化製品・パソコン等の保証料 ⑧開業後に移転した新事務所用の備品
注意事項	①備品の購入・設置に伴う送料・設置工事費は対象 ②ポイント利用額（値引に該当）は差し引くこと ③パソコン、タブレットは代表者及び従業員の人数以下の台数しか認められません。

(ウ) 専門家経費

対象	①税理士等の事務指導等やプラン策定に対する専門家経費（謝金、交通費、宿泊費） ②外注費（専門家・専門機関に依頼した調査・分析・設計・製作等費用）
対象外	①代表者自身や従業員の資格習得費用 ②登録免許税 ③謝金に含まれる食費や私用車利用に係る交通費 ④食事代
注意事項	「■交通費、宿泊費の考え方」を参照のこと

■交通費、宿泊費の考え方

a 交通費

対象	①公共交通機関運賃（特急料金、指定席料金は対象とする。）
対象外	①自家用車、社用車等を利用した際のガソリン代、高速料金等 ②グリーン車料金 ③利用履歴の提出できないＩＣカード乗車券利用
注意事項	①領収書は必ず添付のこと ②公共交通機関の利用区間がわかるものを一覧表にして提出すること ③請求に交通費が含まれている場合においても公共交通機関の実費のみ対象であり、利用区間のわかる領収書が必要 ④飛行機を利用した場合は、搭乗券も必要

b 宿泊費

対象	ビジネスホテル等の宿泊料金
対象外	宿泊料金に含まれる食事代

(イ) 事業費

対象	①広告宣伝費（ホームページ作成費、掲載費、パンフレット・チラシ、展示会出展料、ショップカード等） ②雑費（事業活動に必要な通信費：電話代・インターネット接続料、光熱水費） ③クラウドサービス料 ④商工会・商工会議所の入会金・年会費
対象外	①制作価格（税抜き）が50万円以上であるホームページ、ソフトウェア等 ②消耗品費、名刺代 ③団体等会費・登録費（商工会・商工会議所の入会金・年会費を除く。） ④切手、印紙、証紙

	⑤灯油などの燃料費 ⑥商品の仕入代 ⑦携帯電話の機器代金や付属サービスに係る経費 ⑧人件費、代表者本人・従業員の旅費
注意事項	①光熱水費や電話代の1月分は引落しが2月になるため対象外 ②自宅兼事務所の場合の光熱水費、インターネット接続料は、家庭用と事業用との区別ができないものについては、対象外

イ 空き家活用に要する経費

(7) 空き家要件

取得の方法	事業として活用するために代表者本人又は当該法人が賃貸借契約又は売買契約により取得した物件であること ※不動産登記簿又は賃貸借契約書の名義が代表者本人でない場合は対象外
取得の時期	令和5年4月以降に取得した物件であること
対象物件	①取得の時点において、現に居住その他の使用がなされていない期間が6か月以上の空き家であること（共同住宅については空き住戸も含む）であること、または「空き家バンク」に登録されている空き家であること ②登記物件で登記簿上の区分（①種類欄の表記）が「居宅」「共同住宅」等であること（事業用（店舗、事務所等）は対象外） ③築20年以上経過したものであること ④台所、浴室、便所等の設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること

(1) 空き家改修費

対象	①事業に使用する空き家の機能回復及び設備改善に係る下記の工事費 a 雨漏りの補修（屋根、天井、壁、床）に係る経費 b 台所、浴室、便所等の設備、給排水設備の更新（新設は対象外）に係る経費 c その他劣化が著しい箇所の補修に係る経費 d 上記a～cに付随する解体撤去費、管理費等 ※上記物件の元々の所有者が、代表者の配偶者等、三親等以内の親族の場合は対象外
対象外	①自宅兼事務所の場合、自宅用相当部分・共用スペースに係る改修費（住居と事務所が物理的かつ明確に区別されていない場合は全部対象外） ②機能回復、設備改善以外の内装・外装工事（事務所開設費にあげてください。）
注意事項	①住居と兼用の場合は、面積按分して経費を計上するため、図面等面積のわかるものが必要 ②機能回復及び設備改善の必要性を確認できる工事前後の写真が必要（各施工箇所ごとに鮮明なものが必要） ③都市計画法、建築基準法、旅館業法、農地法等の許可等が必要な場合があります。特に市街化調整区域内の場合は、都市計画法の許可手続等が必要となりますので、必ず事前に市役所又は町役場の開発許可部に相談してください。

ウ 移住に要する経費【ふるさと枠のみ】

(7) 転居費

対象	①県外から兵庫県へ移住する際の引越し代 ②事前手続き・移住にかかる旅費（申請者分の交通費、宿泊費）
対象外	①「■交通費、宿泊費の考え方」を参照のこと ②飲食代 ③申請者の家族等の交通費、宿泊費
注意事項	①ふるさと枠のみが対象 ②住民票に明記されている住所区間が対象 ③事前手続きの際は用務先による証明が必要

(4) 住居費

対象	①移住後の住居にかかる住宅・駐車場の賃料・共益費
対象外	①代表者の配偶者等、三親等以内の親族が所有する物件 ②自宅兼事務所の場合、賃料のうち事務所相当分（事務所相当分は事務所開設費に計上できます。） ③法人名義で契約した賃貸借契約の賃料 ④敷金、礼金、各種保険料等
注意事項	①ふるさと枠のみが対象 ②兵庫県内に住民票を移した日から対象 ③「事務所開設費」の家賃と考え方は同様のため同項目も参照のこと

7 助成対象期間等

助成事業の対象期間は令和7年4月1日(火)から令和8年1月31日(土)であり、その期間に支払った経費を助成します。

※ 口座振替等の場合も、令和8年1月31日までに振り替えられたものに限りします。

8 助成率

助成対象経費の2分の1以内

9 助成限度額

全枠共通	起業に要する経費	100万円以内
空き家を活用する場合	空き家活用に要する経費	100万円以内
ふるさと枠のみ	移住に要する経費	100万円以内

※1 空き家活用に要する経費は、空き家要件を満たす空き家に限って対象となります。

※2 移住に要する経費は、ふるさと枠採択者のみが対象となります。

※3 助成金は、審査を通過・採択された後、実際に事業に必要な経費としてご自身で支払った金額のわかる証拠書類等をご提出いただき、内容を精査した後にお支払い（後払い）いたします。

10 助成事業の選定基準・審査

(1) 選定基準

選定基準は下記の通りとし、外部専門家を含む審査委員会で審査・選考を行い、予算の範囲内で助成事業を選定します。また、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

① 新規性・独創性・優位性

- ② 市場性（成長性）
- ③ マーケティング戦略（継続性）
- ④ 地域経済活性化への波及効果
- ⑤ 経営者の資質
- ⑥ 社会的事業の内容（社会性及び必要性・事業性・デジタル技術の活用）〔社会的事業枠のみ〕

(2) 審査方法

書面審査及びヒアリング審査を実施します。ヒアリング審査に参加できるのは申請者本人のみであり、代理出席や共同経営者、通訳、家族等申請者本人以外の方の同席は認められません。
なお、ヒアリング審査前に本人確認を行います。

11 審査結果の通知等

- ・ 審査終了後、申請者へ採択結果をセンターから通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じません。）。
- ・ 助成金交付決定の際に応募資格や助成対象経費の妥当性を再度判定します。判定の結果、交付決定されない場合や、申請金額を減額して交付決定をすることがあります。
- ・ 採択後であっても、申請に正しくない内容が含まれていると判断した場合、採択を取り消すことがあります。

12 採択後のスケジュール等

(1) 助成金の交付申請

事業計画が助成事業に採択された申請者（以下「助成事業者」という。）は、センターの助成金交付要綱に基づき、助成金交付申請書等を提出してください（様式は別途配付）。

(2) 助成金の支払い

助成事業が完了したときは、助成事業者は、完了日から 30 日以内又は令和 8 年 2 月 10 日（火）のいずれか早い日までに、助成事業実績書等を提出してください。実績確認により、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して助成金の精算払いを行います。この期限までに提出されない場合、助成金の支払いができませんのでご注意ください。

なお、助成事業実績報告等の内容に虚偽記載が判明した場合や、実績内容等を確認する全ての資料がそろっていない場合は、交付決定の取り消しにより助成金の支払いを行わないことがあります。

また、許認可を伴う事業で事業終了時までに許認可証が提出できない場合は交付決定を取り消します。

(3) 関係書類の備付け等

助成事業者は、助成事業完了後も助成金交付年度の翌年度から 5 年間（令和 13 年 3 月末まで）、関係書類を必ず保存してください。

(4) 公表

助成事業者の法人名又は屋号、事業名、事業概要等について公表します。

(5) 事業成果等の報告

助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、助成金交付年度以降の 5 年間を限度として、売上高、雇用者数等について報告しなければなりません。また、事業の成果について、紙面や発表会等で報告を求められる場合があります。

13 応募方法

(1) 事前相談

応募については、必ず、申請者の主たる事務所の所在地を所管している商工会・商工会議所またはセンター内のよろず支援拠点で事前相談をし、アドバイスを受けてください。また、申請書の提出前に、事前相談を受けた商工会・商工会議所またはよろず支援拠点に確認してもらってください。（商工会・商工会議所、よろず支援拠点…巻末参照）

(2) 提出先

申請に必要な書類を下記①、②へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「起業家支援事業・事業計画申請書在中」と朱書きしてください。

なお、提出された書類は返却しません。

事前相談をした支援機関	提出先
① 商工会・商工会議所	事前相談をした商工会・商工会議所
② よろず支援拠点	公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

※ 集中を避けるため、できるだけ地元の商工会・商工会議所で事前相談してください。

(3) 受付期間

令和7年4月18日(金)～6月30日(月) 最終日16時必着（厳守）

※①オンラインによる基本事項の入力・送信（6月30日（月）16時をもって入力・送信ができなくなります）、②書面による必要書類の持参又は郵送 の両方を、上記受付期間中に行うことが必要です。

(4) 基本事項の登録

申請にあたっての基本事項については、オンラインでの入力をお願いします。
下記URLにアクセスの上、申請フォームに入力・送信してください。

<https://x.gd/PIHhN>

※ログインせずに申請することも可能ですが、google アカウントでログインすると、入力内容の変更が随時可能となります。



(5) 申請に必要な書類等

※ 様式はセンターのホームページからダウンロードしてください。

	項 目	備 考
全 員	①事業計画申請に係る基本事項	・ 申請フォームにより オンライン入力・送信 ※URLは様式1に記載
	②「起業家支援事業」事業計画申請書(様式1)	・ ホームページからダウンロードして記載し、片面コピー
	③事業計画書(様式2)	
	④助成金の使途(様式3)	
	⑤商工会・商工会議所・よろず支援拠点記入欄のページ(事業計画申請書最終ページ)	
	⑥補足資料 事業計画の内容を補足説明したい場合に提出(経費積算の根拠資料等。提出任意)	・ 補足資料はA4片面で3枚まで(様式自由)
許認可を伴う業種	・ 各許可証の写し 応募時に提出できない場合は、交付申請時、遅くとも実績報告時までに提出すること。提出のない場合は交付決定が取消となります。	・ 飲食業の許可証 等
個人事業主で開業済みの場合	税務署へ届け出た開業届出書の写し	・ マイナンバーは抹消すること
一般社団法人の場合 法人で開業済みの場合	定款の写し	営利型が対象
第二創業者	①1) 当初の開業届の写し、または履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の 原本 2) 直近の決算書(損益計算書)又は確定申告書(第一表)の写し	履歴事項全部証明書 ・ 発行日が申請日から3か月以内のもの ・ コピー不可
	②第二創業の開業届出書の写し、または履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)の 原本	・ 申請時に第二創業未完了の場合は、実績報告までに提出
法人で開業済みの場合	履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本) 原本 ※今回申請する法人以外の法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書の写しも必要	・ 発行日が申請日から3か月以内のもの ・ コピー不可
空き家活用に要する経費の助成を受ける場合	A売買等による取得の場合 建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄本) 原本 B賃借の場合 ①建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄本) 原本 ②賃貸借契約書の写し	・ 発行日が申請日から3か月以内のもの ・ コピー不可

【参考】 採択後、提出が必要となる書類

	項 目	備 考
全員	・ 代表者の「納税証明書(3)」(兵庫県税の滞納がないことの証明書) 原本 。	・ 県税事務所で取得のこと (税務署、市役所では取得不可)
	・ 代表者の住民票 原本 (申請日から3か月以内発行のもの。)	・ 助成金交付申請時に県内に居住していない場合、申請時の住民票を提出するとともに、県内居住後、実績報告時まで速やかに移住後の住民票を提出すること ・ コピー不可 ・ マイナンバーと本籍は不要
法人で開業済みの場合	・ 代表者及び法人の「納税証明書(3)」 原本	・ 法人は、代表者の「納税証明書(3)」と法人の「納税証明書(3)」の2通が必要 ・ コピー不可
空き家の活用に要する経費の助成を受ける場合	A 売買等による取得の場合 建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄本) 原本 B 賃借の場合 ①建物の登記事項証明書(不動産登記簿謄本) 原本 及び②賃貸借契約書の写し	申請時に間に合わない場合、助成金交付申請時に提出
	空き家の要件を満たすことの確認書(家主(賃借の場合)又は前所有者(購入の場合)等の確認書(別途提示します))	

【ふるさと枠のみ】 次の書類も必要になります。

項 目	備 考
・ 県内に移住したことが確認できる書類(光熱水費の請求書等) コピー	・ 使用場所及び使用量が掲載されているもの

14 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ① 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- ② 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ④ センター及び兵庫県が実施する支援事業等の情報提供のため

15 この助成金に関する問合せ

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号

神戸市産業振興センター2階

TEL : 078-977-9072 FAX : 078-977-9112

E-Mail : shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

■受付

平日（祝日除く）

（午前）9:00～12:00 （午後）13:00～17:00

■申請書等ダウンロード先

<https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin>

ひょうご産業 助成金

検索



■兵庫県内の商工会議所・商工会 等

団 体 名	所 在 地	電話番号 FAX番号
芦屋市商工会	659-0065 芦屋市公光町4-28	0797-23-2071 0797-32-4177
川西市商工会	666-0011 川西市出在家町1-8	072-759-8222 072-759-8010
三田市商工会	669-1531 三田市天神1-5-33	079-563-4455 079-563-6675
猪名川町商工会	666-0243 猪名川町柏梨田字前ヶ谷158-1	072-766-3012 072-766-4531
稲美町商工会	675-1115 加古郡稲美町国岡1-1	079-492-0200 079-492-0557
播磨町商工会	6750156 加古郡播磨町東本荘1-5-1	079-435-1630 079-435-1634
吉川町商工会	6731114 三木市吉川町吉安246	0794-72-1406 0794-72-1724
加東市商工会	6731431 加東市社717-1	0795-42-0253 0795-42-2299
多可町商工会	679-1134 多可町中区茂利20	0795-32-2161 0795-32-1699
姫路市商工会	671-2103 姫路市夢前町前之庄1434-15	079-336-1368 079-336-1130
神河町商工会	679-2413 神河町中村29	0790-32-0295 0790-32-2355
市川町商工会	679-2315 市川町西川辺1631	0790-26-0099 0790-26-0674
福崎町商工会	679-2212 福崎町福田116-1	0790-22-0558 0790-22-4354
たつの市商工会	671-1641 たつの市揖保川町原849-37	0791-72-7550 0791-72-6005
宍粟市商工会	671-2577 宍粟市山崎町山崎205	0790-62-2365 0790-62-4731
太子町商工会	671-1523 太子町東南51-1	079-277-2566 079-277-0068
上郡町商工会	678-1233 上郡町大持278	0791-523710 0791-523833
佐用町商工会	679-5301 佐用町佐用30431	0790-82-2218 0790-823386
豊岡市商工会	669-5305 豊岡市日高町祢布920 豊岡市役所日高庁舎2F	0796-42-4751 0796-42-4350
養父市商工会	667-0021 養父市八鹿町八鹿1672	079-662-7127 079-662-7207
朝来市商工会	669-5201 朝来市和田山町和田山404	079-672-2362 079-672-4844
香美町商工会	669-6543 香美町香住区若松620-3	0796-36-0123 0796-36-3322
新温泉町商工会	669-6702 新温泉町浜坂214310	0796-82-1152 0796-823732
丹波篠山市商工会	669-2331 丹波篠山市二階町58-2	079-552-0758 079-552-2531
丹波市商工会	669-3601 丹波市氷上町成松140-7	0795-823476 0795-82-7601
五色町商工会	656-1301 洲本市五色町都志202	0799-33-0450 0799-331330
南あわじ市商工会	656-0474 南あわじ市市市299-2	0799-42-4721 0799-42-4689
淡路市商工会	656-2132 淡路市志筑新島5-2	0799-623066 0799-62-6005

団 体 名	所 在 地	電話番号 FAX番号
神戸商工会議所 東神戸支部 (東灘区・灘区の方)	657-0035 神戸市灘区友田町3丁目6-15 NHK灘ビル3階	078-843-2121 078-843-2877
神戸商工会議所 中央支部 (中央区・兵庫区・北区の方)	650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目 8-4 神戸市産業振興センター6階	078-367-3838 078-371-3370
神戸商工会議所 西神戸支部 (長田区・須磨区・垂水区・西区の方)	653-0041 神戸市長田区久保町6丁目1- 1-302 アスタくにつか4番館3階	078-641-3185 078-641-3110
尼崎商工会議所	660-0881 尼崎市昭和通3-96	06-6411-2251 06-64131156
西宮商工会議所	662-0854 西宮市榑塚町2-20	0798-331131 0798-33-3288
伊丹商工会議所	664-0895 伊丹市宮ノ前2-2-2	072-775-1221 072-775-1223
宝塚商工会議所	6650845 宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 6階	0797-83-2211 0797-84-3618
明石商工会議所	673-8550 明石市大明石町1-2-1	078-911-1331 078-911-6738
加古川商工会議所	6750064 加古川市加古川町溝之口800	079-424-3355 079-424-7157
高砂商工会議所	676-8558 高砂市高砂町北本町1104	079-443-0500 079-442-0369
三木商工会議所	673-0431 三木市本町2-1-18	0794823190 0794823192
西脇商工会議所	677-0015 西脇市西脇990	0795-223901 0795-22-8739
小野商工会議所	675-1395 小野市王子町800-1	0794-631161 0794-63-3460
加西商工会議所	675-2312 加西市北条町北条28-17スティアかさい1階	0790-42-0416 0790-431123
姫路商工会議所	670-8505 姫路市下寺町43	079-223-6557 079-222-6005
相生商工会議所	678-0031 相生市旭31-23	0791-22-1234 0791-22-2290
龍野商工会議所	679-4167 たつの市龍野町富永702-1	0791-63-4141 0791-63-4360
赤穂商工会議所	678-0239 赤穂市加里屋68-9	0791-43-2727 0791-45-2101
豊岡商工会議所	668-0041 豊岡市大磯町1-79	0796-22-4456 0796-24-3180
洲本商工会議所	656-0025 洲本市本町4-5-3	0799-22-2571 0799-24-1550
兵庫県 よろず支援拠点	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター1階	078-977-9085 078-977-9120
(公財)ひょうご産 業活性化センター	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2階	078-977-9072 078-977-9112

助成金の申請は、まず、事業所所在地を所管する商工会・商
工会議所、または兵庫県よろず支援拠点でアドバイスを受
け、確認してもらったうえ、アドバイスを受けた支援機関に
提出してください（よろず支援拠点の場合は、活性化センタ
ーへ提出）。【助成金申請書提出締め切り】

令和7年6月30日(月) 16:00 必着